

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。))にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を加算した額を基礎として、100 分の <u>127.5</u> を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100 分の <u>107.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。))にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を加算した額を基礎として、100 分の <u>120</u> を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100 分の <u>100</u> を乗じて得た額)に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>給与法の改正に伴い、期末手当の支給率を引き下げる改正</p>

附 則 (令和 4 年 5 月 1 日経規程第 35 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

ただし、令和 4 年 6 月期支給の期末手当における第 38 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 121.3」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 101.3」とする。